

防災ビジョン

防災ビジョンとは、総則にある「市民を災害から守るための基本方針」の中に設定してあるもので、地域防災計画の柱となることから、「登米市総合計画」の体系に組み入れた形で設定しています。本市は合併によって市域が拡大したことで、さまざまな地域特性を持っているまちになりました。そのため、災害の種類も多くなり、また範囲も広がることから、よりきめ細かな対策が必要です。こうした状況を受けて、すべての市民が安全に安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを目標に、3つの重点施策を掲げ、18の推進事項を設定しています。

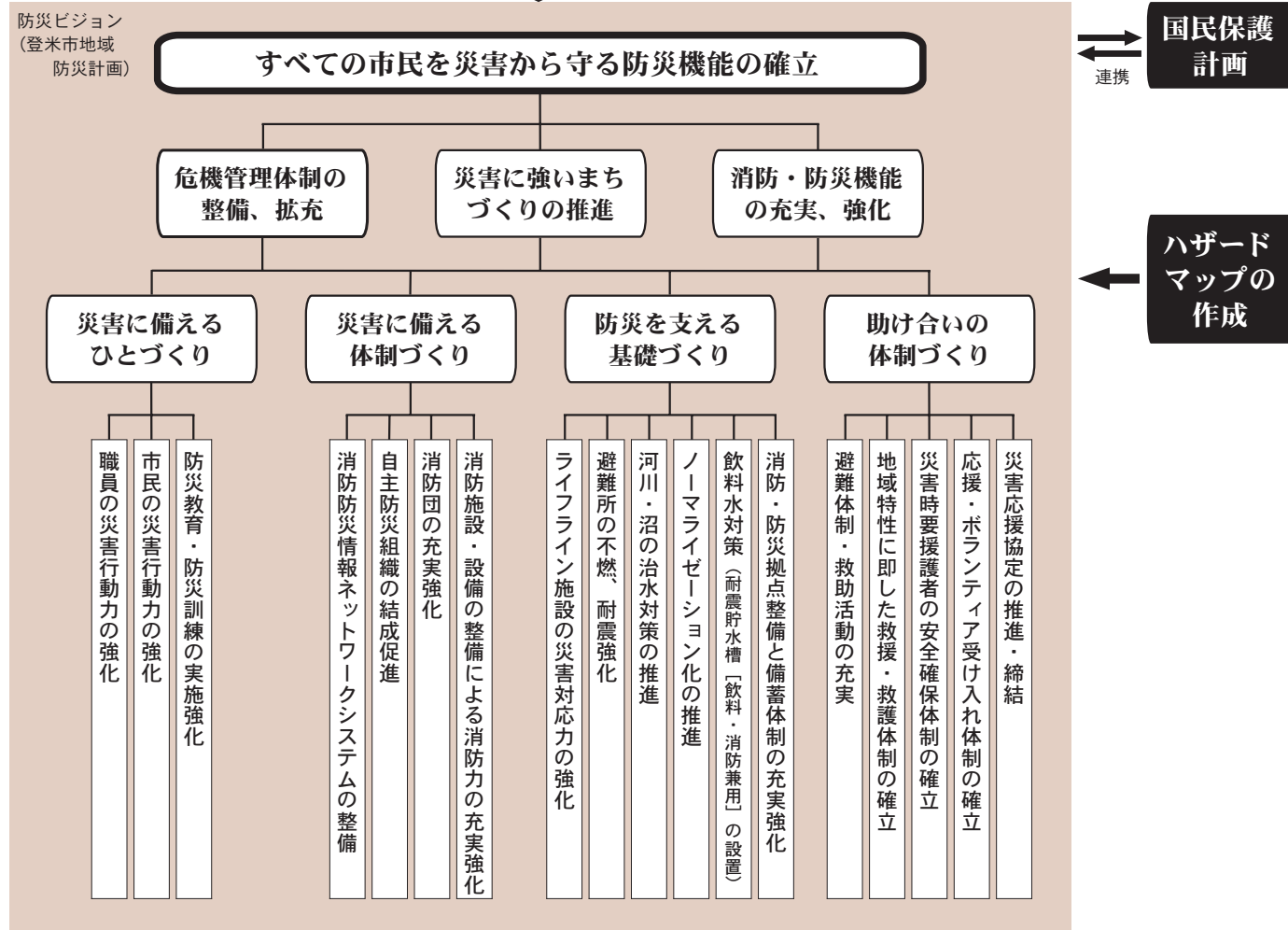
■登米市防災ビジョン

まちづくりの
将来像

「夢・大地 みんなが愛する水の里」〈活き生き健康都市 登米〉

まちづくりの
基本方向

安全に安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくり



市民の生命・身体・財産を守り
安心して暮らせる防災都市を目指して

登米市地域防災計画策定

市では、「登米市地域防災計画」を平成19年2月に策定しました。この計画は、市民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法、国の防災基本計画および宮城県地域防災計画に基づき、登米市における防災に関して、その処理すべき事務と業務の大綱を定めたものです。地域防災計画は、本編（風水害等災害対策編、震災対策編）と資料編に分かれています。本編の構成は次のとおりとなっています。

【問い合わせ】総務部防災課
☎ 0220 (22) 2130

1 総則

市民を災害から守るための基本方針

計画の目的と構成、防災ビジョン、各機関の役割と業務大綱、市の概況と災害被害想定

2 災害予防対策

適正で確かな災害予防の活動計画

- 災害に備える基礎づくり
 - ▶水害、土砂災害、地盤沈下、風雪害などの予防対策
 - ▶地震防災対策
 - ▶ライフライン施設などの予防対策
- 災害に備える仕組みづくり
 - ▶職員の配備体制、情報通信網の整備
 - ▶防災拠点、相互応援体制、緊急輸送体制
 - ▶医療救護体制、避難収容体制
 - ▶生活物資の確保、ボランティアの受け入れ
 - ▶廃棄物対策
- 災害に備えるひとづくり
 - ▶防災知識の普及
 - ▶防災訓練の実施
 - ▶自主防災組織の育成

3 災害応急対策

速やかでよどみのない災害応急対策の活動計画

- 迅速な災害情報の伝達・広報
 - ▶防災気象情報の伝達
 - ▶地震災害情報の収集・伝達
 - ▶防災活動体制
 - ▶警戒活動、避難誘導対策

- ▶災害情報の収集と伝達体制
- ▶災害広報活動
- 適切な助け合いの体制づくり
 - ▶災害救助法の適用
 - 迅速で確実な救護体制づくり
 - ▶救急・救助活動
 - ▶医療救護活動
 - ▶交通・輸送活動
 - ▶ヘリコプターの活動
 - よどみのない応急復旧の体制づくり
 - ▶公共施設などの応急復旧
 - ▶応急住宅などの確保
 - ▶ボランティア活動

4 災害復旧・復興支援

迅速な復旧・復興のための活動計画

- ▶災害復旧、復興計画
- ▶生活再建支援
- ▶住宅復旧支援
- ▶産業復興支援
- ▶都市基盤の復興対策
- ▶義援金の受け入れ、配分
- ▶激甚災害の指定申請

5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（震災対策編のみ）

- ▶総則
- ▶災害対策本部の設置など
- ▶地震発生時の応急対策など
- ▶地震防災上、緊急に整備すべき施設などの整備計画
- ▶防災訓練計画
- ▶地震防災上、必要な教育および広報に関する計画